

2014 .3. 15 March Vol. 12

発行所 一般財団法人 年金住宅福祉協会 〒105-0003 東京都港区西新橋 1-10-2 TEL. 03-3501-4761 FAX. 03-3502-0086 http://kurassist.jp

E-mail:info@kurassist.jp

[contents]

4

平成26年4月から 2年前納が開始

国民年金の保険料前納制度について、平成26年4月から、これまでの6ヵ月前納と 1年前納に加えて2年前納が開始される。

5

福島県一部地域の厚生年金保険料の延長納期限を決定

東日本震災の発生に伴う被災地事業主の厚 生年金保険料の納期限の延長について、未 決定だった福島県一部について決定した。

6

「気になる年金記録、再確認キャンペーン」 約150万件に記録訂正通知

平成26年2月28日、日本年金機構は「気になる 年金記録、再確認キャンペーン」の取組み状 況と実績を報告した。

7 ~ 8 クローズアップ年金事務所

三条年金事務所

お客様のニーズに的確に応えることを第一 とし、国民年金・厚生年金ともに保険料納 付率全国トップクラスの三条年金事務所を 取材した。

Topics

平成26年度の年金額は0.7%引下げ

平成26年度の年金額は、0.7% の引下げとなる。特例水準の段階的な解消により平成26年4月以降の年金額はマイナス1.0% の改定を予定されていたが、平成26年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率*が0.3%となったため、併せてマイナス0.7%の改定となった。年金受給者の受取額が変わるのは、通常4月分の年金が支払われる6月からとなる。

※名目手取り賃金変動率 (0.3%) =物価変動率 (平成25年度0.4%) × 実賃賃金変動率 (平成22~24年度平均0.1%) ×可処分所得割合変化率 (平成23年度▲0.2%)

平成 26 年度の年金額の例

	平成25年10月~ 26年3月(月額)	平成26年度(月額) ^{* 1}
国民年金 老齢基礎年金(満額) 1人分	64,875円	64,400 円 (▲ 475 円)
厚生年金*2 夫婦2人分の老齢基礎年 金を含む標準的な年金額	228,591 円	226,925円 (▲ 1,666円)

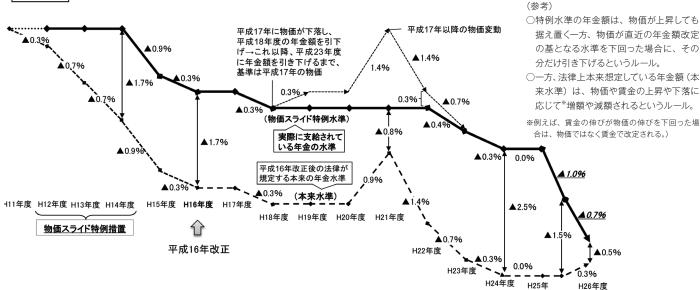
- *1 実際に引下げとなる額については、端数処理などの理由により、平成25年10月~26年3月の年金額の0.7%に相当する額と完全に一致はしない。
- *2 厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準で計算。

10月

年金額の改定の仕組み

- ○現在、支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた(物価スライド特例措置)経緯から、特例的に、本来より も高い金額で支払われている。(特例水準)
- ○平成24年11月に成立した法律により、特例水準(2.5%)を平成25年度から平成27年度までの3年間で計画的に解消する。 (解消のスケジュールは、H25.10.▲1.0%、H26.4.▲1.0%、H27.4.▲0.5%)

参考資料



圣全本教

● 年金額の改定ルール

法律上、本来想定している年金額(以下「本来水準の年金額」という。)の改定ルールでは、年金額は現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっている。年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)は名目手取り賃金変動率によって改定し、受給中の年金額(既裁定年金)は購買力を維持する観点から物価変動率により、改定されることになっている。ただし、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点などから、賃金水準の変動よりも物価水準の変動が大きい場合には、既裁定年金も名目手取り賃金変動率で改定される。

平成26年度の本来水準の年金額は、26年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率(0.3%) よりも物価変動率(0.4%)が高くなるため、名目手取り賃金変動率(0.3%)によって改定される。

本来の年金額より高い水準(特例水準)で支払われている現行の年金額は、平成24年に成立した 法律に基づき、特例水準の段階的な解消(マイナス1.0%)と本来の改定ルールにのっとった年金額の 上昇率(0.3%)を合わせた改定が行われるため、マイナス0.7%の改定となる。

● 特例水準の解消

平成25年9月分までの年金は、平成12年度から平成14年度にかけて物価が下落していたにもかかわらず、物価スライドを行わず年金額を据え置き、本来の年金額より2.5%高い水準(特例水準)で支払われていた。

そのため、これを是正し、長期的な給付と負担の均衡を図るマクロ経済スライド(平成16年年金制度 改正により導入)により給付水準の調整を行い、現役世代の年金水準を維持することが求められていた。 そこで、平成24年に成立した法律により、特例水準の計画的な解消を図ることが決定した。本来水準 の年金額との差である2.5%は、平成25年10月からマイナス1.0%、26年4月からマイナス1.0%、27年 4月からマイナス0.5%の改定を行うことで解消される。

《参考》

物価変動に応じた改定ルール が法律に規定されている次の手 当については、特例水準の段階 的な解消 (平成26年4月以降は $\triangle 0.7\%$) とあわせて、0.3%の引 下げとなる。

		平成25年10月~ 26年3月(月額)	平成26年4月~ 27年3月(月額)
母子家庭・父子家庭 などに対する給付	児童扶養手当 (子1人、全額支給 の場合)	41,140円	41,020円
障害者などに対する	特別児童扶養手当	(1級) 50,050円 (2級) 33,330円	(1級) 49,900円 (2級) 33,230円
給付* 1	特別障害者手当	26,080円	26,000円
	障害児福祉手当	14,180円	14,140円
原子爆弾被爆者に対 する給付* ²	健康管理手当	33,330円	33,230 円

- * 1 このほか、経過的福祉手当がある。
- *2 このほか、医療特別手当、保健手当などがある。



平成 26 年度の主な年金額一覧

給付	平成25年10月~平成26年3月の額(月額)	平成26年4月~の額(月額)
老齢基礎年金	778,500円 (64,875円)	772,800円 (64,400円)
1級障害基礎年金	973,100円 (81,091円)	966,000円 (80,500円)
第1子・第2子の加算額・ 加給年金額	224,000円 (18,666円)	222,400 円(18,533 円)
第3子以降の加算額	74,600円 (6,216円)	74,100円 (6,175円)
3級障害厚生年金の最低保障額・ 中高齢寡婦加算額	583,900 円(48,658 円)	579,700円 (48,308円)

■配偶者に支給される遺族基礎年金(上段は平成 25 年 10 月~平成 26 年3月の額、下段は平成 26 年4月からの額)

給付	基本額	加算額	合計額(月額)
子が1人のとき	778,500 円	224,000円	1,002,500 円 (83,541 円)
	772,800 円	222,400円	995,200 円 (82,93.3 円)
子が2人のとき	778,500 円	448,000円	1,226,500 円 (102,208 円)
	772,800 円	444,800円	1,2127,600 円 (101,466 円)
子が3人のとき	778,500 円	522,600 円	1,301,100円 (108,425円)
	772,800 円	518,900 円	1,291,700円 (107,641円)

■子に支給される遺族基礎年金(上段は平成 25 年 10 月~平成 26 年3月の額、下段は平成 26 年4月からの額)

給付	基本額	加算額	合計額	1人の額(月額)
子が1人のとき	778,500 円	0円	778,500 円	778,500 円(64,875 円)
	772,800 円	0円	772,800 円	772,800 円(64,400 円)
子が2人のとき	778,500 円	224,000 円	1,002,500 円	501,300 円(41,775 円)
	772,800 円	222,400 円	995,200 円	497,600 円(41,466 円)
子が3人のとき	778,500 円	298,600円	1,077,100円	359,000 円 (29,916 円)
	772,800 円	296,500円	1,069,300円	356,400 円 (29,700 円)

■配偶者特別加算額の合計額

受給権者の生年月日	平成25年10月~平成26年3月の額(月額)	平成26年4月~の額(月額)
昭和 9.4.2 ~昭和 15.4.1	257,000円 (21,416円)	255,200円 (21,266円)
昭和 15.4.2 ~昭和 16.4.1	290,100円 (24,175円)	288,000円 (24,000円)
昭和 16.4.2 ~昭和 17.4.1	323,200円 (26,933円)	320,900円 (26,741円)
昭和 17.4.2 ~昭和 18.4.1	356,200円 (29,683円)	353,700円 (29,475円)
昭和 18.4.2 ~	389,200円 (32,433円)	386,400円 (32,200円)

圣全本教

平成26年4月から 2年前納が開始

国民年金は一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる「前納制度」を設けているが、平成26年4月からは、これまでの6ヵ月前納、1年前納に加えて、2年前納が開始される。2年前納を利用すると、割引額はさらに大きくなる。

なお、口座振替による6ヵ月 (4~9月分)、1年および2年 前納の申し込み期限は平成26年 2月末日で終了している。

平成 26 年度における前納額

	口座振替の場合	現金納付の場合
6 カ月前納 平成26年4~9月分、 平成26年10月~27年3月分	90,460円 毎月納付より 1,040円割引	90,760円 毎月納付より 740円割引
1年前納 平成26年4月~ 平成27年3月分	179,160円 毎月納付より 3,840円割引	179,750円 毎月納付より 3,250円割引 (平成27年3月までの1年未満前) 納については下表をご覧ください)
2年前納 平成26年4月~ 平成28年3月分	<mark>355,280</mark> 円 毎月納付より 14,800円割引	取扱いなし

[※]手続きについての詳細は、日本年金機構ホームページ (http://www.nenkin.go.jp) へお問い合わせか最寄りの年金事務所へ。

平成 27 年3月までの期間のすべての保険料を前納する場合の額 (現金納付の場合)

前納	平成 26 年							平成 27 年				
する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額(円)	179,750	165,040	150,280	135.470	120,620	105,710	90,760	75,750	60,700	45,600	30,450	15,250

平成26年4月分から 国民年金の保険料がアップ

平成26年4月分から国民年金の保険料が改定され、これまでの月額15,040円から15,250円に引き上げられる。

一方、厚生年金保険は9月分から保険料率が改定となるため、一般被保険者の場合は平成25年9月から平成26年8月までの保険料率は171.20/1000で、平成26年9月から平成27年8月までは174.74/1000となる。坑内員・船員は平成25年9月から平成26年8月までの保険料率は174.40/1000で、平成26年9月から平成27年8月までは176.88/1000となる。

(いずれも事業主と折半して負担する。)

平成26年2月から年金受 給者に確認書類を送付

厚生労働省では、昨年8月に、死亡しているにも関わらず親族によって事実と異なる現況届が提出され、年金の支給が行われていた事案が発生したことを受け、年金の支払いを適正に行うため、現況届により年金受給者の状況を確認することとした。

1. 確認の対象者

75歳以上の受給者で、現況届 により生存確認を行っている人 (ただし、介護保険料等の特別 徴収が行われている人を除く) 約8,000人

※現況届によらず住民基本台帳に基づいて生存確認している人や介護保険料等の特別徴収が行われている人は、今回の調査の対象外。

2. 確認方法

対象者には、日本年金機構から「年金受給権者現況申告書」 提出の依頼文書を送付する。これを受け取った受給者は住民票 上の住所等を記入の上、返送する。返送分については、住民基 本台帳に基づいて生存確認が行われることとなる。返送がなかった場合は、実態の把握のため、必要に応じ訪問調査等を行う。

3. 確認のためのスケジュール

◆平成26年2月14日

日本年金機構から対象となる方あてに、「年金受給権者現況申告書」提出の依頼文書を発送する。

◆平成26年3月3日

上記分の提出がなかった人に、再度、「年金受給権者現況 申告書」を発送する。

05

◆平成26年3月以降

「年金受給権者現況申告書」 の提出状況を踏まえ、対象者 の状況について確認を行う。 必要に応じて訪問調査も実施 する。

確認結果及びその後の対応 について、取りまとめ次第公 表を行う。

福島県一部地域の 厚生年金保険料の 延長納期限を決定

東日本大震災の発生に伴い、 被災地の事業主に対して厚生年 金保険料等の納期限の延長を行い、その後順次、延長後の納期 限の指定を行ってきたが、まだ 納期限が指定されていない福島 県一部地域について納期限が決 定した。

1. 適用される福島県対象地域

田村市、南相馬市、伊達郡川俣 町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉 町、双葉郡富岡町、双葉郡川内 村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉 町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾 村、相馬郡飯館村

2. 延長後の納期限

平成26年3月31日

3. 対象となる保険料等

平成23年3月11日から平成26 年3月31日までに納期限が到来 する厚生年金保険料、健康保険 料、船員保険料、児童手当拠出 金等(平成23年2月分~平成26 年1月分までの保険料等)

4. 保険料等の口座引き落とし

対象地域にある事業主については、納期限が延長されている間、毎月月末に行っていた厚生年金保険料等の預金口座からの引き落としを行っていなかった

が、平成26年2月分保険料(平成26年3月31日納期限)からは、 従来通り指定の口座から引き落 としが再開される。

5. 保険料等の納付が困難な 場合の対応

納期限までに保険料等の納付が困難な場合には、個別に年金 事務所に申請することにより、 保険料納付の猶予等の措置を受 けることを可能とする。

平成26年度の国民負担率 過去最高に

平成26年2月7日、財務省は 平成26年度の国民負担率(見通 し)を公表した。

国民負担率は租税負担率と社会保障負担率との合計値で表される。財務省の公表によれば、平成26年度の国民負担率は、平成25年度から1.0%増加し、41.6%(過去最高)となる見通し。内訳は租税負担率が24.1%、社会保障負担率が17.5%となっている。この背景としては、厚生年金等の保険料率の引上げ、高齢化等に伴う社会保障負担率の増加、景気回復と消費税率引上げ等に伴う租税負担率の増加が考えられる。

国際的に比較すると、OECD 加盟33ヵ国の中では日本は27位 (平成23年度)でヨーロッパ諸国は押しなべて国民負担率が高くなっている。1位のルクセンブルグの85.2%を筆頭に、フランス61.9%、スウェーデン58.2%、ドイツ51.2%、イギリス47.7% (いずれも2011年実績)など。一方、アメリカは30.8%と日本より低い。

なお、国民負担に財政赤字を加えた潜在的国民負担率は、財政赤字の減少や国民所得の伸びにより、平成25年度から0.3%ポ

イント減少し、51.9%となる見通しとなっている。

日本年金機構 中期目標を公表

平成26年2月28日、日本年金 機構は達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を公表した。日本年金機構は平成22年に設立されてからこれまで、国民の信頼回復の責務を果たすため年金記録問題への対応に注力してきたが、次の第2期は、日本年金機構の基幹業務である、公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を正確、確実かつ迅速に行い、国民に真に喜ばれる質の高い業務運営に取り組むことを目標に定めた。

【中期目標の期間】

平成26年4月1日~平成31日3 月31日(5年間)

【具体的な内容】

- 1.提供サービスその他の 業務の質の向上
- 1)政府管掌年金事業の円滑な実 施
 - ○国民年金の適用促進及び保 険料収納対策
 - ○厚生年金保険・健康保険等 の適用促進及び保険料徴収 対策
 - ○年金給付事務(迅速な決定 と正確な給付)
 - ○年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止
 - ○事務処理の正確性の確保
 - ○年金相談、情報提供等の充実
 - ○国民サービスの向上
 - ○ICT化の推進
- 2)年金制度改正等への円滑な対応

Web版 Vol.12 (通卷657号) 2014. 3 .15

圣全本教

2.業務運営の効率化

- 1)業務運営の効率化
 - ○効率的な業務運営体制
 - ○運営経費の抑制等
 - ○外部委託の推進
 - ○契約の競争性・透明性の確

保等

- 2) 社会保険オンラインシステムの運用・開発、見直し
- 3.業務運営における公正性及び透明性の確保など
- 1)内部統制システムの有効性の 確保
- 2) 人事及び人材の育成
- 3)情報公開の推進
- 4) 個人情報の保護

「気になる年金記録、 再確認キャンペーン」 約150万件に記録訂正通知

平成26年2月28日、日本年金機構は「気になる年金記録、再確認キャンペーン」の取組み状況と実績を報告した。このキャンペーンは年金記録問題の解決に向けて平成25年1月31日から開始されたもので、受給者、受

給待機者、加入者すべての人を 対象にキャンペーンの案内のパ ンフレットの送付を行った(受 給者約3,311万件、受給待機者約 234万件、加入者約6,536万件)。

この結果、平成25年2月から 12月までの間に年金事務所に 「年金記録確認のお願い」「年金 記録確認のお願い・住民票コー ド登録のお願い」のハガキを提 出した件数は約13万3千件、年 金記録照会の申出書を提出した 件数は約19万件となった。日本 年金機構では、こうしたパンフ レットによる案内のほか、ポス ターの掲示や「ねんきんネット」 による情報提供、政府広報を行ってきた。その結果、平成25年 9月現在で約148万人の人の記 録訂正通知を送付することがで きた。同月現在、未統合記録の 件数は2,112万件となった。

記録訂正通知の送付状況

平成 25 年 1 月	平成 25 年3月	平成 25 年5月	平成 25 年7月	平成 25 年9月
約 97 万件	約 109 万件	約 118 万件	約 131 万件	約 148 万件

未統合記録の件数の推移

平成 24 年 12 月	平成 25 年3月	平成 25 年6月	平成 25 年9月
2,201 万件	2,186 万件	2,134万件	2,112万件

日本年金機構が 国民年金保険料詐欺への 注意を喚起

日本年金機構では、年金事務所などの職員をかたり、国民年金保険料を詐取される被害が多発していることを受け、平成26年2月19日付でホームページを更新して注意喚起を行った。

≪被害事例≫

- ○滞納分を払わないと差押えすると言われ保険料を詐取された。
- ○毎月訪問してくる区役所の集金の委託事業者をかたる者に 保険料を詐取された。
- ○毎月集金に訪問してくる日本 年金機構職員をかたる者に保

険料を詐取された。

など



日本年金機構では、こうした 事例をもとに、区役所職員や区 役所が集金のために委託業者を 使うことはないこと (年金事務 所職員や日本年金機構の場合は あり得る)と、年金事務所職員 や日本年金機構職員の訪問に対 しては、写真付身分証明書を確 認することを呼び掛けている。 また、保険料の支払いには日本 年金機構から送付した保険料納 付書が必要であるため、保険料 納付書がない場合は保険料を徴 収できないこと、保険料を預か る際には必ず領収証書を発行す るので、確認するよう注意を促 している。

その他、 日本年金機構職員をかたる 詐欺の事例

- ○電話により指定口座に入 金指示があり、現金を振 り込んだ。
- ○「年金の手続きを代行し てあげる」といわれ、現 金を渡した。
- ○老齢福祉年金の手続き代 行に必要だからと証書代 金と印紙代を支払わされ た。
- ○電話があった直後に訪問があり、現金を支払わされた。

【クローズアップ年金事務所】

国年納付率・厚年収納率とも全国トップクラス

単に丁寧だけではない、一つ上のサービスを

三条年金事務所(新潟県)

三条年金事務所は、新潟県の三条市、燕市、加茂市、見附市、田上町、弥彦村の4市1町1村を管轄する。 お客様に対して丁寧な応対や正しい言葉使いをするのはもちろん、そこから一つ上に行き、お客様の要望を把握しより良く応えようと日々心がけている。また、管内は国民年金保険料納付率、厚生年金保険料収納率とも全国でトップクラスであり、これを維持・向上していくことも目標だ。



民間企業から転身 人材企業の経験を生かす

三条年金事務所の管内は伝統産業等が盛んだ。三条市は包丁などの刃物、燕市は洋食器、加茂市は桐たんす、見附市は繊維で有名。また、新潟県は全国でも国民年金保険料納付率、厚生年金保険料収納率ともトップクラスで、なかでも同事務所管内は高く、今年1月末時点で国年納付率75.62%、厚年収納率98.97%となっている。「職人のまちだけに工場の社長や起業する人も多く、責任感の強い人が多いのかなと思

います」と**塚越 聖所長**は話す。

塚越所長は民間出身。平成22 年1月の日本年金機構発足と同

時に採用され仙台南年金事務所の適用調査課長に着任、25年10月より現職に就いた。機構に応募した理由について、「前職では社員やアルバイトがどうしたら気持ちよく働けるかを常に考えて仕事をしていて、年金の知識はないけれど、人のやる気を引き出す経験・知識は生かせると思いました」と話す。

機構発足から3年が経ち、サ ービスの内容はよくなっている と感じている。「以前なら、良い サービスとは丁寧な応対、正し い言葉使いとビジネスマナーだ とされてきましたが、それは基 本にすぎない。いまはお客様の 要望をきちんと把握し、それに より良く応えるにはどうしたら いいかを考えて行動しているの で、レベルが一段上がりまし た」。組織目標の一つとして日 本年金機構が掲げる、「人をほ める」ことは意外に難しい。む しろ、「ありがとう」と声をかけ るほうが易しいので、所長や管 理職はまずは感謝の言葉を部下 にかけるように心がけ、「それ ぞれが尊敬しあえる職場」をめ ざしている。

同事務所の職員は41名(正職員18名、准職員5名、有期職員15名、アシスタント3名)だが、その人材育成にも積極的だ。所内で年金相談研修を半年間10回シリーズで実施。お客様相談室以外の職員も自主的に約20名参加している。また、前任の所長時代からマナーインストラクター委員会を作り、機構が配布した「サービス推進の手引き」を週1回、朝礼の時間を使って、全員で少しずつ読み合わせをし

て確認している。

「前職では利益アップが最終目標で、そのための最善の方法は人を育てるということでしたが、日本年金機構では自分のやっていることが人の役に立っているという確信があります。これからも、トップクラスの国年保険料納付率、厚年保険料収納率の維持に努めたいです」。

仕事に行くのが楽しいと 思える職場環境をつくる

木戸正史副所

長は、北関東信 越ブロック本部 の相談給付支援 グループを経 て、今年1月よ



り現職に就いた。年金委員については、日本年金機構になってから地域型年金委員が減り、同事務所管内は現在8名のみ。「この数を回復させて、町内単位で年金相談ができる人をつくっていかなければと思っています」。地域年金展開事業では今年1月、大学での年金セミナーを授業の一環として開催させてもらうことができた。3年生が約150人参加し好評だった。

今後の抱負は、「各課室長と連携を取りながら、所長の補佐

に努めること。また、職員が仕事に行くのが楽しいと思えるような職場環境にしていきたい。 女性職員が全体の6割を占める職場なので、女性の働きやすさも考えていきたいと思います」。

人をもっと育てたい そのためには課題も多い

適用調査課の職員は10名。厚生年金の適用事業所数は今年1月末現在5,306件(被保険者数は78,778人)。職人のまちで小規模の町工場等が多いせいか、「法人ではない任意加入の事業所の割合が8%(436件)と、全国平均の6%より2ポイント高

い」と坂詰宏適 用調査課長は説 明する。一方、 適用をかたくな に拒否する法人 もあり、来年度 は特にそれに多 く当たっていく。



事務所内の調整役としての面では、情報伝達の漏れがないよう、メインポータルや本部からの特殊メールの文書にすべて目を通し、各課室に振り分けている。同時に、各課室の現状把握に努め、対策が必要な状況であれば提案するようにしている。

今後の目標は人材を育てていくこと。「そうすると私もラクになれます(笑)」。有期雇用の壁があり、なかなかうまくいかない。「みんなが働き続けられる形になれば、人はもっと早く育つと思います」。

躊躇しない滞納処分で 未納未済を改善

厚生年金徴収 課の職員は5 名。**竹杉公秀厚** 生年金徴収課長 は昨年7月より 現職で、厚生年



金徴収課に来るのも、管理職と なるのも初めてだ。「でも、課員 一人ひとりが自分で考えて行動 し、サポートしてくれるので助 かっています」。

管内の厚生年金保険料の収納率は今年1月末時点で98.97%で、前年同月比プラス0.12ポイント。収納未済は、以前は前年度比プラスの状況に陥っていたが、昨年秋口から収納率が向上してマイナスに改善している。「着任早々にブロック本部の事務指導を受けた結果、これまで以上に滞納処分を躊躇なくできるようになった。また、滞納処分する・しないの線引きも明確にしたので、それが秋口からの成績の向上につながってきているのだと思います」。

一方、滞納がある事業所に対し厳しい対応をとるようになった分、課員のストレスも高まる。「今後は課員のメンタルケアや仕事のしやすい環境づくりにも力を入れたいです」。

20歳の職権適用は 夜間の電話勧奨で一定の効果

国民年金課の職員は計10名。 20歳の職権適用対策については、特定職員1名が個別訪問と 電話で適用勧奨を実施。夜間の ほうが在宅率が高いため、夜7 時くらいまで勤務を延長して電 話勧奨を行っている。「やはり 相手がいないと話になりません からね」と**廣田**

正範国民年金課長。職権適用率は1ケタで、一定の成果を出している。



国民年金保険

料の納付率の平成25年度目標は76.80%で、26年1月末時点の成績は75.62%。強制徴収に関しては、正職員4人のうち3人が厚生年金の徴収経験者なので、そ

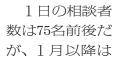
の経験が生かされているといえる。市町村への説明会等は、今年4月の年金機能強化法施行に向け3月に行う。「事務所だけでは業務は回せない。今の納付率の高さは、市町村の協力・連携あってのものです」。

これからも、お客様には年金の必要性を理解してもらい、納付もしくは免除制度利用をしてもらうことが目標だ。「成績も大事ですが、一人ひとりが年金をもれなく受け取れるようにという思いでやりたい。その結果として納付率が上がればと思います」。

1月以降は来所者数増朝礼時にスキルアップ

お客様相談室の職員は計14名。加えて社会保険労務士もいる。ブースは常設5つ、臨時3つ。また、混雑状況により他課の空いているブースも使う。待ち時間は平均30分以内。「しかし最近は、なぜか1時間に20人くらい来所するときもあるなど、お客様の動きが読めなくなり、30分以上お待たせすることがときどきあり

ます」と**佐藤勝 彦お客様相談室 長**は語る。





年金相談での来所者が増え、2 月は約90名。源泉徴収票の再交 付の時期でもあり、3月も多く なると予想される。

職員のスキルアップについては、朝礼時を使い、窓口であった事例や間違いやすいケース等を報告し合い、知識の共有を図っている。「今後も年金相談窓口での待ち時間の短縮や、相談者への丁寧な説明など、お客様が満足していただけるよう、サービスの質向上に努めたいです」。